

# 利用規約

---

みえ出逢いサポートセンター

# みえ出逢いサポートセンター 利用規約

この利用規約（以下「本規約」という。）は、三重県「みえ出逢いサポートセンター（以下「センター」という。）」が配信する出逢いイベント（以下「イベント」という。）へ参加する上で守るべき規約を定めるもので、利用希望の方（以下「利用者」という。）は、本規約を承諾した上で利用するものとします。

## 第1条

本規約は、利用者がセンターを利用するうえで、遵守すべき規約を定めることを目的とします。

## 第2条

利用者は、本規約を承諾の上、センターが定める申込方法によりイベントへの申し込みを行い、各イベント主催者（以下「主催者」という。）の承認のもと、イベントに参加することができます。

## 第3条

1. イベントに参加するためには、以下の項目に該当している必要があります。
  - (1) 本規約に同意された方
  - (2) センターで定める申し込み方法により、イベントの申し込みを行った方
2. 以下の項目に該当している場合はイベントに参加することができません。
  - (1) 営業、勧誘等の行為が参加目的であると判断された場合
  - (2) 主催者や参加者に危険が及ぶ可能性が確認された場合
  - (3) 主催者判断により参加をお断りした場合
3. 公序良俗に反する行動や犯罪行為、その他センターの信用・品位を損なう行為があった場合、以降の利用の停止とともに、関係機関と協議の上で法的措置をとる場合があります。

なお、この処置にて利用者が被る損失があるとしても、センターは一切責任を負わないものとします。

#### 第4条

センターは、利用者の個人情報に関しては、保有をしません。

#### 第5条

センターは、事前に案内することなく本規約を変更することができ、利用者はこれを承諾するものとします。この変更に関しては、センターが提供する手段を通じ発表するものとします。

#### 第6条

利用者はイベントに参加するための個人情報に変更があった場合は速やかに主催者に連絡する義務を負うものとします。

#### 第7条

1. 利用者は、イベントの参加決定を第三者に譲渡、貸与、売買等できないものとします。
2. 主催者が管理を怠ったことによって利用者の個人情報等について第三者による不正利用がなされた時は、その不正利用により発生した全ての損害について主催者が責を負い、センターは一切の責任を負わないものとします。

#### 第8条

1. センターは、利用者への事前の通知、承諾なくして、当該年度中にセンターが実施する出逢い支援事業の諸条件、本規約を変更（改廃）することができ、利用者はこれを承諾するものとします。
2. センターは一定の予告期間をもって当該年度中にセンターが実施する出逢い支援事業を廃止することができ、この予告はセンターが提供する手段を通じて行うものとします。
3. 事業の中断または廃止によって、利用者または第三者が損害を被ったとしても、センターは理由の如何を問わず一切責任を負わないものとします。

#### 第9条

1. センターは、出逢い支援事業において提供する情報等の正確性または特定の目的への適合性等について、一切責任を負わないものとします。
2. 事業を通じて提供される情報に関し、利用者と他の利用者、あるいは第三者との間で紛争が生じた場合は、利用者と主催者は自己の費用と責任においてこれを解決するものとし、センターは一切責任を負わず、また利用者はセンターに損害を与えないものとします。

3. イベントへの参加や交際にかかる相談等、センターは利用者に対し様々なサポートを行います。行動の一切は利用者の自己責任による判断によるものであり、センターの利用によって発生する利用者の損害について、センターは一切責任を負わないものとします。
4. 恋人や結婚相手が見つからなかったとしても、センターは一切責任を負わないものとします。

## 第10条

利用者が本規約に違反し、または不正もしくは違法な行為によってセンターに損害を与えた場合、センターは利用者に対して損害賠償を請求するものとします。

## 第11条

利用者はセンターを利用するに際して次の行為を禁止します。

- (1) 本規約を遵守しない旨を公言する行為
- (2) 公序良俗に反する行為
- (3) 営利や勧誘活動等を目的とする行為
- (4) 他の利用者や第三者のプライバシーを侵害し、または誹謗中傷や名誉を傷つける行為
- (5) イベントで知り得た他の参加者に関する情報を、その終了後も自己または第三者のために使用し、または開示する行為
- (6) センター、センターの関係者、他の利用者に対し、暴言および暴言と判断される文言（判断の基準は開示いたしません）、嫌がらせおよび嫌がらせと判断される文言（判断の基準は開示いたしません）等を、直接相手に言うまたは間接的に伝える行為
- (7) 本規約に違反する行為
- (8) 法令に違反する行為
- (9) その他、前各号に該当するおそれのある行為、またはこれに類する行為

他の利用者からの苦情があった場合は、以降のセンター利用を禁止する場合があります。

## 第12条

センターは、原則として電子メールや電話、センターでの相談による問合せに対してのみサポートを提供するものとします。

### 第 13 条

本規約の成立、効力、履行および解釈に関しては、日本法が適用されるものとします。

### 第 14 条

1. センターの利用に関して本規約ならびに各利用規定等に定めがなく紛争が生じたときは、センターが指定する基準や方法に基づき解決するものとします。
2. 前項による解決を不服とする場合、当該者は法的手段をとることとし、津地方裁判所四日市支部を第一審の専属的合意管轄とします。それ以外の方法で誹謗中傷等・嫌がらせ・迷惑メール・回答を求める行為等を行った場合、センターは損害賠償請求を求めることができますものとします。